

平成19年12月4日公布

内灘町告示第 54 号

内灘町ホームページ有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は内灘町の自主財源強化及び地域の生活情報の提供を目的に、内灘町ホームページへの広告掲載の取扱いに関する事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 掲載する広告はバナー広告とし、掲載規格は、1枠につき縦50ピクセル・横150ピクセルとし、30キロバイト以内のGIF形式とする。

(広告掲載料)

第3条 広告掲載料は、1枠につき月額5,000円とする。

2 広告掲載料は、一の申込みで6箇月以上連続の申込みの場合はその1割を減免し、12箇月連続の申込みの場合はその2割を減免する。

(掲載の位置)

第4条 広告を掲載する位置は、原則として内灘町ホームページのトップページとし、町が指定した位置とする。

(掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は毎月1日を基準とする1箇月単位とし、連続して掲載する期間は、最大12箇月とし更新は妨げない。

(掲載募集枠)

第6条 掲載は最大18枠とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、枠を増やすことができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者は、広告掲載を希望する月の1月前までに、内灘町ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条に規定する申込書を受理したときは、募集期間終了後、速やかに審査した後、掲載の可否を決定し、内灘町ホームページ有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。

2 広告掲載の決定を受けた者は、町長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の原稿を第2条に規定する規格により作成し、電子媒体により提出するものとする。

(広告内容、デザイン等の協議)

第9条 広告の内容、デザイン、リンク先の内容等については、町の信頼性等を損なうことのないよう町と事前に協議しなければならない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月23日告示第7号）

この要領は、公布の日から施行する。

様式第2号（第8条関係）

内灘町ホームページ有料広告掲載決定通知書

年 月 日

様

内灘町長

年 月 日付けで申込みのありました有料広告掲載について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 決定区分

掲載する

掲載しない

<理由>

2 掲載期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 広告掲載料

金 _____ 円

納付期限 年 月 日

4 その他（掲載条件等）